

山口市建設コンサルタント業務等積算内訳書事後公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市が発注する地質調査業務、測量業務（地籍調査を除く。）、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の透明性及客観性の向上を図るため、建設コンサルタント業務等積算内訳書の事後公表について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設コンサルタント業務等積算内訳書」とは、競争入札に付するとき定める予定価格の算出に用いた委託費の積算価格について、一定の範囲で定める項目ごとの数量、金額を明示したものをいう。金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いたものとする。

2 この要綱において「事後公表」とは、落札者決定後、速やかに積算内訳を閲覧の方法で公表することをいう。

(公表の対象)

第3条 事後公表の対象は、設計金額が500万円以上の建設コンサルタント業務等とする。ただし、設計金額の全てを見積りにより算出したものは、対象外とする。

(事後公表する内容)

第4条 事後公表する内容は、表紙及び積算内訳で構成された積算内訳書に記載する次の内容とする。

(1) 表紙

- ア 業務名称
- イ 業務場所

(2) 積算内訳

- ア 土木工事関係では別表に定める積算体系上の「種別（レベル3）」（建築営繕系工事関係では「科目及び中科目」）の名称、数量、金額等が明示されたもの。

(事後公表の時期及び期間)

第5条 事後公表の時期は、当該業務の落札者決定後、速やかに公表するものとし、公表の期間は、閲覧開始の日の属する月の翌月から3か月後の末日までとする。

(事後公表の方法等)

第6条 事後公表の方法は、山口市のホームページにおいて閲覧に供する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に入札公告、入札通知等を行う建設コンサルタント業務等について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行し、同日以後に入札公告、入札通知等を行う建設コンサルタント業務等について適用する。

別表（第4条関係）

業 務 業 種 体 系 表

レベル	名称	内容	補足説明	備考（例）
レベル0	業務区分	・費目構成の異なる測量、地質調査、設計業務等、用地調査等の4区分	・業務数量総括表及び業務費内訳表には自動的に表示	測量業務費 地質調査業務費 設計業務費 用地調査等業務費
レベル1	費目区分	・費目構成のうち業務価格を構成する費目を表示 ・レベル0と同様の名称を表示するものもある。	・通常1件の業務として発注される区分 ・各々の業務内容により表示方法が異なる。	地上測量 地質調査費 解析等調査業務費 道路計画・設計用地調査費
レベル2	工 種	・レベル1を構成する要素のうちで、一定の作業目的を持つ一連作業の総称を表示	・設計業務等標準積算基準書（参考資料）に掲載された設計表示単位一覧による。	基準点測量 応用測量 地盤調査 地盤解析 道路設計 用地調査
レベル3	種 別	・体系全体の見通しをよくするため、レベル2とレベル4をつなぐレベル	・設計業務等標準積算基準書（参考資料）に掲載された設計表示単位一覧による。	3級基準点測量 路線測量 機械ボーリング 解析等調査業務 道路概略設計 建物等の調査
レベル4	細 別	・業務を構成する最小単位の作業を表すものであって、単位とともに契約数量を表示するレベル ・レベル3と同様の名称を表示するものもある。	・設計業務等標準積算基準書（参考資料）に掲載された設計表示単位一覧による。 ・積算・見積り時には、このレベル項目が価格算出の基本となる。	3級基準点測量 中心線測量 土質ボーリング 断面図等の作成 道路概略設計（A） 木造建物の調査及び算定
レベル5	規 格	レベル4を構成する作業等における地形・地物の現場条件や、設計条件等の契約上明示する条件等	・レベル4に付随して表示するレベルで業務数量総括表では原則としてレベル4と同行に記述されるレベル	原野・丘陵地 測量幅20m 粘性土・シルト 1～2車線 木造建築（A）

レベル6	積算要素	レベル4の価格算定上の構成要素であって、基本的には契約上明示していないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル4の構成を細分化する場合に表示するもので、表示しない場合が多い。 ・業務数量総括表には表示されない。 	往復旅費 トラック運転 経費
------	------	---------------------------------------	---	----------------------

- 1 レベル1～3の情報は、公表すべき情報として設定する。ただし、レベルの判断が困難な場合は、レベル2に近い方を選択するものとする。
- 2 この表は、事後公表レベルの判断基準を例示したものであり、すべての業種を網羅しているものではない。
- 3 諸経費の計算式は、公表しないものとする。
- 4 著作権を有する情報、国等協力関係情報、意思形成過程情報、行政運営情報、法令秘情報等は、非開示とする。